

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	非永住者の課税所得の範囲の見直し											
税 目	所得税											
要 望 の 内 容	<p>非永住者の課税所得の範囲の見直しを行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="874 831 1490 999"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ -</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ -</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	-	百万円	（制度自体の減収額）	（ -	百万円）	（改正増減収額）	（ -	百万円）
平年度の減収見込額	-	百万円										
（制度自体の減収額）	（ -	百万円）										
（改正増減収額）	（ -	百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東京の国際金融センターとしての地位向上のため、高度外国人材が我が国で働きやすい環境を整備する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 26 年度税制改正前において、非永住者の課税所得の範囲は、「国内源泉所得」と、「国内源泉所得」以外の所得で日本国内において支払われたもの又は日本国内に送金されたものとされていた。</p> <p>平成 26 年度税制改正において、OECD のアプローチ（AOA）に基づく外国法人等の国際課税原則の見直しが行われ、これに伴う規定の明確化のため、非永住者の課税所得の範囲については、「国外源泉所得」以外の所得と、「国外源泉所得」で日本国内において支払われたもの又は日本国内に送金されたものとされた（平成 29 年分以降より適用）。</p> <p>その結果、積極的に非永住者の課税所得の範囲を変更する趣旨の改正ではなかったものの、国外の取引所金融市場等で行われる有価証券等の譲渡（例えばニューヨーク証券取引所で行われる株式の譲渡）等に係る所得といった「国外源泉所得」として積極的に定義されていない所得について、課税所得の範囲が拡大している。</p> <p>国際課税原則の見直しは非永住者の課税所得の範囲を変更する趣旨ではなかったこと、及び課税所得の範囲の拡大が高度外国人材の呼び込みの阻害要因となっていることから、見直しを行うことが必要。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備
		政策の達成目標	高度外国人材の呼び込みを阻害しない環境の構築。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	日本で就労する外国人（非永住者）への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	高度外国人材の呼び込みの阻害要因の排除が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		非永住者の課税所得の範囲に起因する問題の是正を求めるものであり、他の措置（予算等）によっては実現できない。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	